

公立鳥取環境大学卒業認定手続きに関する細則

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第78号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という）第48条に規定する卒業の認定について必要な手続きを定めるものとする。

(卒業予定者)

第2条 卒業予定者は、学則に定める全ての卒業要件を満たしている者又は満たす見込の者とする。

(卒業の時期)

第3条 卒業の時期は学期の終わり（3月末又は9月末）とする。

(卒業の認定)

第4条 卒業に当たっては、各卒業予定者に対し、各学部における卒業判定を行い、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う。

2 前項の卒業予定者は、卒業する月には在学していることとする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。